

平成22年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成22年9月1日(木)

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2 時開会

【会 長】では、どうもお待たせいたしました。

これから、平成22年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開かせていただきます。委員の皆さん、どうもご出席くださりまして大変ありがとうございました。

私は昨日まで韓国にいたんですけれども、四、五日おりましたが、一つの変化に気がつきました。それは自動販売機ですね。コーラとかジュースといったような自動販売機は、日本と韓国だけが建物の外に置くことを認められていたんですけれども、韓国はそれがどうも禁止になったようでございまして、いよいよ日本だけが自動販売機は建物の外においても構わないという国になったようです。これは、環境問題から見れば問題は多いところなんですけれども、ただ、この暑いところ、のどが渇いて、ちょっと飲みたいなというときにはいいところもありまして、なかなか難しいなと思いました。選択の問題というのは、一つの、どう考えたらいいかということだと思いますけれども。

さて、今日はそういうお話ではございません、個人情報保護審議会の議題について、皆さんにいろいろご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まず、事務局のほうから資料のご説明のほうについてお願いしたいと思います。どうぞ。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。

今回、事前にお送りしました資料は、資料 37 の「新宿区人口動態分析について」から資料 41 の「百歳以上高齢者の所在確認について」までとなっております。

本日机上配付いたしました資料は、報告事項の追加がありまして、変更後の次第と資料 42、「平成 22 年国勢調査に係る郵送提出調査票の開封・仕分け作業等の業務委託について」となっております。

変更後の次第でございますが、説明者の都合によりまして、資料 42 の説明の順序が資料 40 の次となっております。

資料についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会 長】資料について、よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いしたいと思います。

最初に資料 37 でございます。「新宿区人口動態分析について」でございます。

それでは、よろしくご説明をお願いいたします。

【自治創造研究所担当課長】自治創造研究所担当課長でございます。

それでは、資料 37 の件名ですが、「新宿区人口動態分析について」でございます。

資料の 2 ページに事業の概要が掲載してございます。

事業名が新宿区人口動態分析でございまして、担当課は新宿自治創造研究所担当課でございます。

目的といたしましては、人口動態を分析しまして、政策課題の研究とするためでございます。

対象でございますが、住民基本台帳登録者及び外国人登録者でございます。

事業の内容ですが、こうしたデータを使いまして人口の側面から新宿区を分析し、政策課題を抽出するというようなことでございまして、こうしたデータを用いてさまざまな角度から新宿区の人口動態分析を行いまして、基礎資料として、この外国人登録及び住民基本台帳の電子データを保有する必要があるといったことから、今回かけさせていただくものでございます。

なお、個人に着目した研究ではございませんので、個人の特定につながる情報は可能な限り取得対象項目から除外するといったようなことで、氏名などの取得はいたしません。また、世帯番号や住民番号、外録番号などについては随時読み替えるということで、個人が特定できないような作業もさせていただきます。

対象の数でございますが、約 74 万人を想定しておりまして、アクセス及びエクセルなどを用いて分析する予定でございます。

3 ページでございますが、まず、目的外利用についてでございます。新宿区人口動態分析に係る外国人登録情報の目的外利用についてでございます。

保有元は戸籍住民課で、外国人登録としての登録業務でございまして、本来の登録業務の目的は、日本に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするためでございまして、文書、帳票、電磁的媒体で記録されているものでございます。

利用先が私どもの新宿自治創造研究所担当課でございます。登録業務の名称が新宿区人口動態分析、目的は新宿区民の人口動態を分析するためでございまして、記録媒体としましては、暗号化できる USB メモリーということで、電磁的媒体を予定してございます。

目的外利用を行う理由でございますが、外国人を含む新宿区民の人口動態分析を行いまして、新宿区の政策課題研究の基礎資料とするためでございます。

目的外利用を行う情報項目につきましては、生年月日、性別など、記載のとおりでございま

すが、外国人登録番号、世帯番号などは読替えによりまして、個人の特定ができないようにさせていただきます。

記録媒体は暗号化できるUSBメモリーでございまして、目的外利用の時期・期間につきましては、平成22年9月以降、継続して使う予定でございます。

もう1枚めくっていただきまして、こちらは個人情報処理システム開発変更関係でございます。

件名は、新宿区人口動態分析に係るシステム開発についてです。

担当課は新宿自治創造研究所担当課でございまして、登録業務の名称は新宿区人口動態分析でございます。

記録される情報項目でございますけれども、1番としまして、個人の範囲としましては、新宿区の住民基本台帳登録者及び外国人登録者でございます。

2番の記録項目ですが、まず、住民基本台帳関連といたしまして、生年月日、性別等でございます。続いて、もう一つが外国人登録関連でございまして、同様に生年月日、性別等でございます。

記録するコンピューターでございまして、新宿自治創造研究所担当課に設置するパソコンでございまして、こちらはスタンドアローンのタイプでございます。また、データにつきましては、パソコンのハードディスクではなくて、暗号化できるUSBメモリーに保存するものでございます。

新規開発・追加・変更の理由でございますが、取得しました住民基本台帳及び外国人登録のデータを分析するためでございます。

新規開発・追加・変更の内容でございますが、アクセス・エクセル等の汎用のパソコンソフトを用いて人口動態を分析するものでございます。

開発等を委託する場合における個人情報保護対策でございますが、既に汎用となって所有しておりますパソコンソフトを活用するため、開発の委託は行わないものでございます。

時期でございますが、平成22年9月以降の継続を予定しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

【川村委員】川村です。

まずお伺いしたいんですけれども、この対象者の数、約 74 万人というのは、動態ですから経年的にされるということで、相当な人数になるだろうというのは想像できるんですけれども、どういう範囲なのかということを確認したいのと、あと、今回の電磁的媒体の中でも暗号化できる USB メモリーということなんですけれども、大体、情報が流出しましたということになると、話題になるのが USB メモリーというふうなことですけれども、この暗号化ということでは、具体的に、中に入っている内容も暗号化されているのか、それとも単にロックがかかっているだけなのか。そこら辺、ちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【自治創造研究所担当課長】まず、最初のご質問の 74 万人の内訳でございますけれども、22 年 8 月 1 日現在の人口は、住民基本台帳で約 28 万人、外国人登録で約 3 万 5,000 人というところで、約 31 万 8,000 人ぐらいでございます。さかのぼった形で、それまでの死亡者、転出者などについてもデータとして保存しているものをもらってくるといったようなところから、74 万人ぐらいになるといったような見込みでございます。

次に、暗号化できる USB メモリーでございますけれども、データ自身が暗号化できるということで、その記録する際に自動的に暗号化してというような形になっているメモリーが今あるということでございますので、そういったところでもセキュリティーをかけていくといったところでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】そうすると、ここに書いてあるところを読むと、既に所有するパソコンソフトを活用するためという、開発委託は行わないということですが、私もちょっと素人なのでわからないんですけれども、パソコンソフトを使って、普通に売っているような USB メモリーにそういうデータを暗号化するような内容を付与するのか、それとも、もともとそういう、そのために暗号化するための USB メモリーというのがあるものなのか。ちょっとわからないので教えていただけますか。

【会 長】はい、どうぞ。

【自治創造研究所担当課長】自治創造研究所担当課長でございます。

少し前までは、ソフトのほうから暗号化をかけるというようなことで、パソコン側からかけていたそうなんですけれども、現在は、USB メモリー自身がそこにデータを吐き出すときに暗号化してしまうというような機能を持っているということでございます。

【川村委員】そうすると、一般的に売られているものということのように聞こえるんですけれ

ども、今、USBメモリーというのはすごく安いメディアになっちゃっていますけれども、参考までにお伺いしたんですけれども、相当なデータ量だと思うんですけれども、何ギガで幾らぐらいのUSBメモリーなんですかね、これが入るといのは。参考までに、ちょっとお伺いしておきたい。

【自治創造研究所担当課長】自治創造研究所担当課長です。

もう本当に今メモリーのほうは相当進化してございまして、何ギガというような単位でございまして、値段的には1万円しないといったところでございます。

【川村委員】USBメモリーで1万といたら相当高いという部類に今は入るわけですがけれども、わかりました。

それで、そうすると、容易にデータを持ち歩けるということになるわけですがけれども、パソコンのハードディスクではなくてUSBメモリーということになると、データを容易に持ち歩けると思うんですけれども、そういう持ち歩くという使い方はするものなんですか。

【自治創造研究所担当課長】持ち歩くという使い方は全くしませんで、業務は終了すれば鍵のかかるところに保管して帰るといったところでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】そうすると、パソコンのハードディスクに入っているよりも、そうやって鍵がかかるところにUSBメモリーを保管できるということは、むしろ安全性が確保できるという理解でよろしいのでしょうか。

【自治創造研究所担当課長】ご指摘のとおりでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【井上委員】井上です。

今の一連の川村委員からの質疑応答なんですけれども、事務局のほうにちょっと、区政情報課のほうに伺いたいんですけれども、USBメモリーにロックをかけるとか暗号化するという技術もあると思うんですけれども、新宿区役所のパソコンでしか使えないUSBメモリーというのをソフトで制御することが簡単に、そんなに難しくなくできると思うので、新宿区役所のパソコンでしか使えないUSBメモリーと、そういう設定をしておけば今のような議論で恐らくなくなると思うんですけれども、そのあたりのお考えを伺わせていただければと思います。

【区政情報課長】区政情報課長です。

新宿区ではイントラネット、いわゆるLANですね、ローカルエリアネットワークを使っていて、その中ではUSBメモリーは使えないようにしています。

今回、自治創造研究所ということで、区の組織の中にあるシンクタンクということで、別組織になっています。ですから、そのスタンドアローンということで使っているというものでございます。

【井上委員】わかりました。ありがとうございます。

基本的に、じゃ、シンクライアントだということでもいいんですね、新宿区役所の中は。

【会 長】よろしいですか。

はい、どうぞ、山口先生。

【副会長】ちょっとこれ、目的が広過ぎてよくわからないという考えを持ってまして、人口動態分析ぐらい、我々が普通、人口動態分析というので新聞に載ったり、何かで見る程度のことというのは、わざわざどこへ出さないでも、住民基本台帳を持っているところがある程度ことは公表できる程度のこととできるだろうし、外国人登録を扱っているところはそれなりに、今年は何人入って何人出たとか、年齢層がどうだと、そんな、よく普通に見ているもの程度ならいいと思うんですよ。それは別にここの研究所に渡さないでも、現在保管しているところで十分できると思うんですね。

ここの研究所に渡すのは、そういう人口動態分析という一般的なことじゃなくて、このデータを使って何でも、新宿区の今後の政策を立てるときの材料に何でも使っていいですよと言ってむしろ出すんじゃないかなという気がしているんですね。そうすると、ここの説明はちょっとおかしいんじゃないかと。やっぱり目的をはっきりして出さないかね。特に目的外利用だということであれば、何の目的にということをもっと明確にさせていただかないと。必要だろうということとはわかるわけですよ。そういうシンクタンクをおつくりになってやっておられるんだから、何かわかるんですけれども、じゃ、そこへ何でも出していいかということじゃないんじゃないかと。やっぱりこういう目的に使うんだということをはっきりしていただきたいという考えなんですね。

だから、人口動態分析というんじゃ、ちょっとテーマが小さ過ぎるんじゃないのと。実際はもっとほかのことを考えておられるんじゃないかという疑問があるから、逆に疑惑がそこに生じてくるということを申し上げたいんですね。

それで、電磁的媒体、USBメモリーでも何でもいいですけども、これ、年に1回ですか、常時とれるんですかとかね。これ、継続と書いてあるから、毎月とるのか、いや、欲しいときはいつでも言えばぱっと出てきてやるのか、1年1回とか、そういう限定もないんですね。

だから、もう少しこれ、すごく利用範囲が広い、利用される可能性は強いし、利用されるん

だろうというふうに思うんですけども、必要だから何でも出していい、持って行っていいよというものにはならないという。もう少しそこの、ちょっと限定的な説明をいただくか、実際にもう限定されているなら、そこら辺の説明をいただきたいんですけども。

【会長】はい、どうぞ。

【自治創造研究所担当課長】担当課長でございます。

目的の人口動態分析という、ちょっとあいまいというようなご指摘いただきましたけれども、今回は、新宿区の中にあるシンクタンクといったところでの研究所のテーマとしまして、今年度、来年度をかけまして、人口を中心にしまして、人口に関する就業的なことですか、外国人の問題ですか、あとはマンションに関する問題などをやっていこうというふうに考えて、やっているところでございます。

一方で、こうした人口の分析の考え方を使いまして、今後の新宿区の人口をどんなふうに考えていくのかというの、あわせてこの中で検討していけるんじゃないかといったようなことがございまして、3つのテーマとしては先ほど申し上げたテーマでやっていくわけでございますけれども。せっかく新宿区の中にある研究所としまして、人口の動きというのが区政に関する大きなテーマとなっていて、どういうふうな政策なり施策なりをつくっていったらいいのかといったようなところでは、本当の基礎的なものになるといったようなところから、小さくとれば、例えば町丁コード別の人口の動態がどうなっているのかといったようなところから、じゃ、特別出張所のエリアではどうなのかとか、小・中学校の校区别で見たらどうなのかといったようなところで、さまざまところで切り口を変えながら見ていくことができるのではないかといたように思っております。そういった意味で、ちょっと雑駁なご説明になってしまいましたけれども、そんなようなことで、場合場合に応じて必要な分析をかけていきたいというふうに思っているところでございます。そうしたところで基礎的な、本当の基礎データを活用させていただきたいといったところでございます。

継続というふうにさせていただいておりますけれども、継続は、これがこなれてくれば年に1回とかといったようなところでいけるのかもしれませんが、あるいは、そういったような課題が出てきたときには随時といったことになるかもしれませんが、人口推計をしていくに当たっては、基本的には年1回程度というふうに考えているところでございます。

【副会長】いずれにしろ、先ほども意見申し上げたように、もう少しちょっと明確な形で。

今の電磁媒体で取得されるのも、年1回ぐらいというお話は。普通ですと、これ1回なわけですね、ここで普通承認しているものは。今回必要だから、この1回、今あるデータを使わ



せてくださいということなので、普通ですとね。普通なら、それが継続といっても年1回ぐらいの単位のことというふうに理解している、今までのケースはね。そういうふうにわかっていたわけですよ、何となく、ああ、これは1年ごとにやるんだなって。

だけど、これですと、さっき申し上げたように、今日じゃなくて、また明日、また1か月先とかいって、これは果てしなく、もう結合状態、どっちかという。自由に使わせてくれと、結合させてもらって、何でもいつでも使えるよという。本当言うと、そのほうが目的を達するんじゃないかと思うんだけど。

だけど、そういうところがこの諮問事項はちょっとあいまいではないかなと思うので、そういうところを気をつけて運用していただきたいというふうに思います。

【会 長】ただいまのご意見は尊重してくださいね。

それから、先ほど、新宿区内の地方自治総合研究所と言われました？ シンクタンクの名前ですけれども。シンクタンクの名前、言われました、さっき。

【自治創造研究所担当課長】自治創造研究所担当課というところでございます。

【会 長】ああ、自治創造研究所ですか。

【副会長】のことを言っていますよね。

【会 長】わかりました。

ほかにございますか。どうぞ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、ただいまの事項につきましては承認ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

それでは、次にまいります。

資料 38 ですね。38 の「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する調査業務の委託について」でございます。

それでは、よろしくご説明のほどをお願いいたします。

【地域福祉課長】それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。福祉部地域福祉課長、吉村と申します。よろしくをお願いいたします。

件名は、新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する調査業務委託についてでございます。目的外利用の諮問が1件と業務委託に関する報告が1件でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、事業の概要について説明をさせていただきます。

これは、高齢者の保健福祉計画等の推進ということで、福祉部の地域福祉課が担当している事業でございます。具体的には、新宿区高齢者保健福祉計画と第5期介護保険事業計画の策定に当たっての基礎資料とするための調査の実施でございます。現在の計画につきましては、21年から23年の3か年の計画でございますが、次期計画が24年から26年の3か年になります。

調査の対象でございますが、が、まず要支援・要介護の認定を受けていない65歳以上の高齢者、が、要支援・要介護認定を受けている方で、施設サービス利用者を除く方です。それから、第3が第2号被保険者ということで、40歳以上65歳未満で介護の認定を受けていない方でございます。

具体的に事業の内容でございますが、この調査は、11月の中旬から12月の初旬にかけて調査票を発送し回収し、12月から2月にかけて集計作業し、3月下旬までには報告書を作成していくものです。

抽出方法は、介護保険のデータベースから無作為抽出をいたします。については3,500人程度、については1,500人程度、については1,500人程度を考えてございます。

調査は郵送によるものです。

続きまして、3ページをごらんください。まず、目的外利用に関する件です。

使用するデータは、介護保険課が介護保険事務のためにデータベースに持っている情報で、これを地域福祉課が計画調査のために紙で提供を受けます。目的外利用をさせていただく情報は対象者の住所、氏名でございます。

目的外利用の時期・期間でございますが、今回利用させていただいた後は、現在、介護保険事業計画が3年に1回の策定となっておりますので、制度が変わらない限り3年に1度の利用をさせていただくものでございます。

続きまして、4ページ、業務委託の内容です。

この調査に関しましては、大量に統計的にデータを処理することから、株式会社明治安田生活福祉研究所に委託をして行います。この委託先は、区の職員で構成する委員会により、書類審査、プレゼンテーション審査を経て決定をしたものでございます。

処理する記録媒体は、あて名シールでございます。これは、調査票を郵送する際に貼るものでございまして、実際の郵送用とお礼状兼調査協力のはがきということで、督促を一回いたしますので、2組打ち出して使用いたします。

委託理由はここに記載のとおりでございます。

委託内容といたしましては、調査票類の検討・作成、印刷、それから、あて名ラベルの貼付、調査票の封入封緘・発送、督促・礼状はがきの発送、それから、集計・分析、報告書の作成でございます。

委託の開始は8月2日から今年度末の3月31日まで。以降、先ほど申しあげましたように、一応3年に1回の調査時でございます。

委託に当たりましては、別紙の特記事項を付すとともに、業務終了後は提供した情報は返却を求めます。

受託事業者に行わせる情報保護対策は、取扱責任者と取扱者の指定及び、提供された情報について、きちんと施錠できるキャビネットに保管することを求めてまいります。

その次についているのは特記事項でございます。

以上、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

【かわの委員】1つだけ。4ページの委託の内容の部分で、シールは2組ということで、調査票の発送に1回使いますよね。この督促・礼状はがきというのは、これも6,500人全員に出すということなんですか。

【会長】はい、どうぞ。

【地域福祉課長】無記名ですので、実際には督促ということなんですけれども、対象者がわかりませんので、お礼状兼督促という形で通常はやらせていただいております、全員。

【かわの委員】そうすると、例えば、詳しいことはともかくとして、もう回答してくれたお礼と、まだの人はよろしくお願いいたしますと、そういうような内容のはがきという、そういう理解でいいんですか。

【地域福祉課長】はい、そのとおりでございます。

【かわの委員】はい、わかりました。

【会長】よろしいですか。

ほかにございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

本件は承認ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、どうもありがとうございました。

続きまして、資料 39 にまいります。「小児救急医療シンポジウムの託児業務委託について」でございます。

それでは、よろしくご説明のほどをお願いいたします。

【歯科保健担当副参事】健康部健康推進課健康企画・歯科保健担当副参事の白井でございます。よろしくをお願いいたします。

件名、小児救急医療シンポジウムの託児業務委託についてでございます。条例の根拠は、第 14 条第 1 項の業務委託に該当いたします。

資料をおめくりいただきまして、事業の概要になります。

事業名は小児救急医療シンポジウム、担当課は健康部健康推進課です。

目的は、かかりつけ医及び病院の役割、また、それぞれの受診の仕方について、乳幼児の保護者などの理解を促進するために本シンポジウムを行います。

対象者は、乳幼児の保護者や祖父母、また、妊婦やその配偶者になります。

事業内容につきましては、シンポジウムの内容ということになりますが、まず、「乳幼児に多い病気やケガとその対応」をテーマにいたしまして、基調講演を行います。また、「小児科医療の現場と私たちにできること」をテーマにいたしまして、パネルディスカッションを行ってまいります。本事業の参加者に対しまして託児サービスの委託を行うものでございます。

次ページになります。

情報の保有課でございますが、健康推進課になります。

登録業務の名称、小児救急医療シンポジウム。

委託先は、あいね。代表、松本和世です。

委託に伴い事業者処理させる情報項目になりますが、小児救急医療シンポジウムで託児する乳幼児の氏名、性別、年齢、日常生活での様子、保護者名です。

処理させる情報項目の記録媒体は紙でございます。

委託理由は、小児救急医療シンポジウムで参加者が安心してシンポジウムに参加できるよう、保護者に同伴する乳幼児を安全に預かるため、託児専門の業者に委託するものでございます。

委託の内容になりますが、シンポジウム開催中の託児ということになります。既にシンポジウムは 8 月 25 日号の広報等でご案内しているところでございますが、申し込み時に託児を希望された方につきましては、お子様の状況をお尋ねしますカードを事務局より送付いたします。

そのカードを8月14日までに返送していただくことになっております。

委託の開始時期及び期限ということになります。8月14日までに返送してもらった失礼いたしました。9月14日までにカードを返送していただきます。委託の開始時期になりますが、9月14日までに返送していただきました。その情報の書いてあるカードを9月15日以降に委託業者のほうに送付いたします。

委託に当たり区が行う情報保護対策になりますが、契約に当たり、別紙特記事項を付します。

受託事業者に行わせる情報保護対策につきまして、1番目は、情報の取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指名いたします。2番目としまして、提供された情報は施錠できる場所に保管をさせます。

次ページが特記事項になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

では、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ、川村委員。

【川村委員】この委託先のあいねというところがどういうところか、お伺いします。

【歯科保健担当副参事】委託先は個人事業者になっておりますが、既に男女共同参画課等のほうで、区の事業で託児委託をして、実績がある業者でございます。

【会長】ほかにございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

では、本件につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、どうもありがとうございました。

それでは、次に資料40にまいります。資料40、「モデル地区内の普及啓発活動及び耐震診断・補強設計等業務委託について」でございます。

それでは、よろしくご説明のほど、お願いいたします。

【地域整備課長】地域整備課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、モデル地区内の普及啓発活動及び耐震診断・補強設計等業務委託について、ご報告をさせていただきます。

それでは、2ページをお開きください。

事業の概要のページでございますが、こちらの目的についてでございます。木造建築物の耐

震改修工事の実績向上を図るため、モデル地区を選定し、戸別訪問等の積極的な普及啓発活動を行うとともに、申請に基づき、耐震診断・補強設計を無料で実施いたします。また、耐震化支援事業の補助要件等についても、この中で検証を行いたいと考えてございます。

3 ページのほうをお開きください。

まず、委託先でございます。建築設計新宿協同組合でございます。

次に、委託に伴う事業者処理させる情報項目でございます。赤城下町、市谷柳町、改代町、神楽坂六丁目、各地区内におきます土地建物の権利者の氏名、住所、地番、地目、地積等。あと、委託業者のほうで収集する情報でございますが、今のものに加えまして、実際聞き取りの中で、建築年次、増改築やリフォームの履歴、耐震化の意向等を情報収集してまいります。

次に、処理させる情報項目でございますが、紙、電磁的媒体。具体的にはCD-Rを予定してございます。

続きまして、委託の内容でございます。昨年度、本事業の実施のため、前段階として、業務委託により作成した木造建築物等台帳を活用いたしまして、地区内の建物所有者等に対して、耐震化の必要性や耐震化支援事業の内容等を周知するため、戸別訪問や説明会により積極的な普及啓発活動を行ってまいります。また、建物所有者等の申請に基づき、耐震診断・補強設計を無料で実施いたします。あわせて、建物権利者等からのヒアリングによるアンケートを行いまして、耐震化の意向や耐震化の阻害要因等を把握いたしまして、耐震化支援事業の補助要件等についての検証の基礎資料とするための整理を行ってまいります。4 地区での対象件数を約670 件と考えてございます。

委託の期間でございます。本年8月4日、申しわけございません、既に過ぎておりまして事後報告になりますが、8月4日から来年、平成23年3月31日まででございます。

続きまして、4 ページ目で特記事項でございます。この項目の中で、秘密の保持ですとか、適正な管理ということで記載してございます。個人情報の取扱いに関しましては、業者に対して十分注意するよう指導してまいりたいと思います。

以上でございます。どうぞご審議のほどをよろしく願います。

【会長】ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見ございましたら、よろしく願います。

はい、どうぞ、川村委員。

【川村委員】お伺いしたいんですけども、そうすると、建築設計新宿協同組合さんが受託するという形なんですけれども、件数からすると、この期間内、平均的にやるかどうかかわらな

いんですけれども、1日2件ぐらいずつやるのかどうかわからないんですけれども、結構な件数といえば件数なんですけれども、ここが受託して、どれぐらいの人数の方がこの業務に携わるのか。そして、特記事項で書かれてありますので、当然、業務に従事する方はこういうものを守るということなんですけれども、再委託はしないということになっていきますので、この協同組合の組合員になっている事業者の方が直接こちらの調査活動をなさると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【地域整備課長】この建築設計新宿協同組合というのは、社団法人の東京都建築士事務所協会新宿支部、こちらの主要な会員で構成されている団体でございます。ですから、実際の設計事務所の方がたくさん加入されている中で、今現在、実施計画を作成中でございます。現時点の話では20名程度、この事業で関与するということで聞いております。

あと、実際対象670件、こちらについては、まず町会長さんにご報告をして、4回地域説明会という形で開かせていただく予定でございます。地域説明会でお見えになった方については、その場で、終了後とか、具体の説明をさせていただいて、お見えにならなかった方について、地図上でピックアップいたしまして、戸別訪問するということで考えております。ですから、670件というのは戸別訪問の最大限の数字でございまして、このうち何件地域説明会に見えるかで、ちょっと日程等も変わってくるかと思っております。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】わかりました。そうすると、建築士事務所協会の新宿支部の主要な構成ということですので、今ちょうど地域センターなどを利用して耐震の相談会などもされている皆さんですので、地域の実情や、あるいは、どのようにこういう業務に携わればいいのかということも十分ご存じのことかと思っておりますので、その点は了解いたしました。

いずれにしても、こういう調査をしていかなければ、耐震化件数をふやしていくという区の目標からすると、それを達成できないというふうに思いますので、その点は理解をいたします。

以上です。

【会 長】ありがとうございます。

どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】聞き取りをなさるようなんですけれども、そこにその権利者が住んでいるとは限らない木造のアパート等も、それから、アパートにはなっていないくても、貸家みたくのもある地域もうちのほうなんかありますけれども、そういうときは、そこに住んでいる人にお聞きに

なるのか。またそれから、そういうところを管理している会社もありますので。そうじゃなくて、遠くに住んでいる権利者に聞かれるのかというところが一つ伺いたい。

【地域整備課長】会長、よろしいでしょうか。

【会長】はい、どうぞ。

【地域整備課長】実は昨年度、委託によりまして、先ほどご説明した中でありました台帳のほうを作成しております。この段階で、登記簿謄本のほうから実際の建物の所有者について把握いたしておりますので、実際、アパート等の所有者についても現時点で把握できております。

あと、実際ちょっとわからないところもありますので、謄本上で不明な部分については現地での聞き取り等で対応してまいりたいと考えてございます。

【会長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】そこに先生がいるのに悪いけれども、登記はそんな強制じゃないので、登記していない建物もあったり、相続によって相続人がそのままにして、昔の亡くなった人の代が何回かかわっている建物も見受けられるんですね。だから、とてもこれはいいことだと思うんですけども、やっぱりそういうところが住民にとっては一番、耐震のところ、震災があったりすると心配なわけですよ、だれが住んでいるかわからないし、どうなっているのかなんか。だから、やっぱりそういうところも登記面だけじゃなくて実際面で調査なさって、こういうこの個人情報の問題ではないですけども、していただいたらいいかなという、区民の立場だとそんな感じ。

【地域整備課長】今、委員がおっしゃったとおり、登記だけでわからない部分ございます。そういう部分につきまして、現地の戸別訪問の中で、そういうところは補完してまいりたいと考えてございます。

【会長】ほかにございますか。

僕の学校でも校舎の耐震 失礼しました、どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

これ、モデル地区ということなので、選ばれたこの4地区というのは新宿区内でも木造密集地で、災害に対してやっぱり大変、ある面では弱い町というのか、そういう状況だと思うんですけども、この事業というのは、事業自体はモデル地区でこれをやって、それを今後どういうふうに生かしていくのか。あるいは、そういう計画みたいなのは何か具体的に考えていらっしゃるのか。その辺はいかがですか。

【地域整備課長】今回の4地区につきましては、地域危険度、こちらの調査のほうから特に危



険な地域ということでピックアップをさせていただきました。今回のこのモデル地区事業、今年度、来年度、一応2カ年で考えておりまして、この検証の中で、効果が出るだとか、いろんな総合的な検証をした中で、今後ほかの地区に広げていくかどうかを検討してまいりたいと考えてございます。

【会長】はい、どうぞ。

【かわの委員】いわゆる地震が、きょうはたまたま9月1日でもあるし、そういう面では、防災の日ということもあるし、この耐震補強というのは、かなり新宿区も一生懸命力入れている割にはなかなか、もう一つ成果というのか、そういうことでいうと十分になっていない。

いろいろ言われているのは、とにかく建物が壊れない、そういう建物にどうするかということで耐震補強というのは言われているわけなので、そういう面では、これも本当に丁寧にやって、ああ、こういう事業がやっぱり自分たちの、自分の命を守ることになつていくんだということがわかるような、そういうやり方をぜひ。それも人がやるわけですから、その辺について丁寧にぜひやってほしいし、それをさらに広げていければ、それはまたそれにつながるんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

【地域整備課長】耐震補強につきましては、これまで啓発をできるだけ広く、皆さんに知ってもらおうということで強めてまいりましたけれども、今回のこのモデル地区事業、今までの、おいでいただいて、ご相談いただいたところには耐震化をどんどん説明して進めていくということから一歩踏み込みまして、こちら、区のサイドから各家庭の訪問するというところで、実際の耐震の補強工事の件数も今、年々倍々というような感じで進んできておりまして、他区に比べては相当成果が出てきているかと思っておりますが、新宿区については特に区民の安全を守るという立場から、このモデル地区事業でより一層事業を、区民の方の安全のために事業を進めてまいりたいと考えてございます。

【会長】はい、どうぞ、山口先生。

【副会長】事業全体のことは何となくわかるんですけども、この委託の範囲がどこまでなのか。

昨年度、何か実施して、確かにこういう案件があったなという記憶はあるんですけども、基礎調査を何かするというところだったというようには記憶していて、そういう資料を集められたと。今回何かおやりになるということで、全体で最終的には、耐震診断とか補強設計を無料でやると。

その無料で設計させるところまで依頼するのかなと思って、この表のほうを見ますと、処理

させる情報項目を見ますと、いろんなことを書いてあり、最後が「耐震化の意向等」というふうに書いてあって、要するに、やる気がありますか、ありませんかぐらいでやめちゃって、その今の無料で設計するのかなんとかという話はここじゃなくて、また別のところでやるのかなとか思うんですけども。

結局、この委託先に何を委託するのか、委託の範囲ですよ、これがはっきりしないと、ちょっと審議のしようがないと感じるんですけども。どこまでこれ、この案件、きょう提案されているいろんな長い中で、最終的に、じゃ、耐震化を実現したいという最終目標があるのはわかりますけれども、今回ここへ出てきている新宿協同組合に委託されるのは、その流れの中のどの部分を委託しようとしておられるのか、もう一度説明願います。

【地域整備課長】まず、この業務につきましては、説明会、相談会、あと、それに続きます戸別訪問、こちらのコーディネート。あと、続きまして、耐震診断・補強計画の作成という部分。これをこの業務の中でやっていきたいと考えております。

実際、私ども、ワンストップサービスと呼んでおりますが、担当した人が戸別訪問して、そのまま設計で、最終的に施工業者については別になりますが、施工業者さんの紹介、そういうところまで。区民の方がその都度わざわざ区役所のほうに来て申請書を書いてするという、そういう煩わしさをなくして、できる限り工事の件数増につなげていきたいと考えておりますので、そういうワンストップサービスという部分で区民の方に接していきたいと考えてございます。

【副会長】そうすると、この下のほうの委託の話、要するに全部、設計の無料実施もそこで、今回の委託で全部やってもらうように頼んで、戸別訪問した際に、申請するならどうぞと言って、手伝ってあげて申請書をつくらせてあげて、それに基づいて無料設計までするということでしょうか。

【地域整備課長】今、副会長がおっしゃった通りに、この業務の中で最終的に工事業者のあっせん。初め、まず簡易診断がありまして、次、ちゃんとした耐震診断で、その次の工事の業者のあっせんまでこの業務の中でやっていただく形になりますので、区民の方には、担当の方、いつも顔が見えた方との信頼関係の中で最終的な工事まで結びつけたいと考えてございます。

【副会長】ちょっと営業活動的なところが結構大きく、よく聞いてみると、やっぱりそうだったかなという気がしまして。そうすると、やっぱり区民がこの工事を強要されたという意識を持たないように。

この業者の方に頼むから      そのつながりはわかりませんよ      これ、営業活動だから、1

件でも多いほうがいいみたいに思う方もいるかもしれないし。ということになるとやっぱり、もう申請しなさいよみたいにね。これは設計までは無料だからと言われて、設計まで無料ならいいかと思ったら、設計図ができたら、やっぱりこうやったほうがいいですよってね。結局、区がこういう工事を強要したみたいになる可能性もあるので、そこらをちょっと気をつけていただいておやりいただきたいなと。それ以上はちょっと言いようがありませんけれども、何かやっぱりちょっと営業活動を区が協力しているみたいに私には見える。実際はどうか知りませんが、そういう面があるので、気をつけていただきたいなと思います。

【地域整備課長】今、副会長がおっしゃったことについては、担当部署として注意深く業者のほうを指導しながらまいりたいと思います。

実際、その無料実施の部分については、区民の方について、基本的には56年以前の旧耐震の建物について、まず簡易診断の中で安全性を確認して、正式な診断が必要であれば、それを続けてやっていただくという中で、ある程度数字的なものをお示しながらやるという部分ですね、強要するとか、最近結構、お年寄りのひとり住まいのところにいるような業者が無理な押し売りをするというような事件もありますので、そういうことがないように注意深く指導しながら進めていきたいと考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】今の件なんですけれども、副会長はああいうご意見で、私は担当の課を弁護するわけじゃないんですけれども、なかなか現場的にはお金のかかることなので。やはり区の職員が今までこういった訪問して、耐震化支援事業というのをたびたび進めてきたんですけれども、お金のかかるということでなかなか進まなかった大きな壁がありまして、その中で民間活力という部分で、こういった人たちに出ていただいてね。それは営業という側面も、一面的に見られがちですけれども、やはりそういった活力を使わないと、本当に地震が起きたときには圧死してしまうという現実がある中で、そういう趣旨である程度、私なんかもこの事業を区議会議員として応援していた部分でね。だから、そういう懸念はもちろんあるんですけれども、その辺はやっぱり民間活力も必要だなということで、少し弁解するわけじゃないんですけれども、一つ確認をしたいと思います。

【会 長】ほかにございますか。

【地域整備課長】よろしいですか。会長、すみません。

【会 長】はい、どうぞ。

【地域整備課長】今、委員おっしゃった点でございますが、やはり区の職員だけでは限りがあ

るといふことで、今回こういう設計事務所連合と協力しながらこの耐震化のほうを、いつ来るかわからない大震災の前に1件でも多くの耐震化を進めようといふことで、今、事業を進めたいと考えてございます。

【会長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】これは本当にいい事業だと思うんですけども、私も消費者団体の立場から、今こういうのが、また悪質なのが「新宿区役所のほうから」といふことで、まるでそれと同じような契約書を持ってくるんですよね、そういう事業も立ち上がっていますぐらい書いて。

それなので、できれば区民がわかるように、申請だけは区役所で受けてほしいと思うんですね。それで区民に、こういう協同組合さんが行ったときには、もう申請を区役所にしないもの、その場で申し込みするものはうちではありませんといふことをはっきり言うような具体的なものがないと、高齢者の方はいくらいろんなことを言ってもわかりません。新宿区のこういう身分証明書を持っていても、その人たちはまた同じような身分証明書を持ってきますので、ですから、申請書だけは受けてほしいと思うんですね、できれば。

それで、何とかそれを区民の方がはっきりわかるように、その業者が全部やってしまうと同じに見えちゃうものですから、それでまた新宿区の消費者センターに苦情が来たりして、こちらに苦情が来たりして、区長の手紙が何か来ると大変なので、何かはっきりさせるものを、身分証明書だけじゃだめですから、用紙だけでもだめですから、何かしてほしいと思います。すごく難しいと思いますけれども、よろしく願います。

【地域整備課長】身分証明書だとか区の腕章というものは考えておりました。今、委員がおっしゃった、区役所に申請書を持ってきてもらうという、逆に……

【鍋島委員】持っていくというより、郵送でもいいですけども、何でもいいですけども、何かはっきりさせる。

【地域整備課長】わかりました、はい。

一方で、ちょっとこのいろんな手続の煩わしさ、やはり役所関係は書類が多いたとか、そういう煩わしさをなくして、区民の方にできるだけ利用していただくという、ちょっと一方で趣旨がありますので。その辺、その煩わしさをなくすという部分と、区民の方が変な業者にひっかからないようにするといふようなところを、できる限り両方を両立させるようなことを、今後事業を実施する中で、ちょっと考えたいと思います。

【鍋島委員】ですね。それで、そこで指導、その方がここに書いてくださいとか言って書かせてもいいと思うんですね。じゃないとわからないこといっぱいあると思う。でも、書かせても、

この袋に入れて自分で区役所に出してくださいとかね、そこまでやれば書類が書けないなんかはないと思うんですけれども。

本当に巧妙になってきていますから、よろしくをお願いします。

【会 長】久保委員。

【久保（合）委員】ちょっとおくれてすみません。

この4つの町というのは、新宿区内で震災危険度、多分ワーストテン、あるいはワーストファイブに入っているんだろうと思いますよね。僕もここにいるんだけど。

副会長が心配されるの、もっともだと思うんですよ。それで、それに対して課長は本当に注意深く慎重にと言うけれども、実際に新宿区はやってもらいたいんだよね。

【地域整備課長】はい。

【久保（合）委員】絶対やってもらいたいという新宿区に本心がある以上、はい、注意深くと言っても、その心配は出てくるんだから。かといって、鍋島さんが言われるように、やっぱり高齢者はそういうことで苦労しちゃうんだよね。だから、その点をいろんな意味で考えて、新宿区もやってもらいたい、しかし、民間の人に、高齢者が後になって遠くに住んでいた息子や娘に文句言われないようにという、あらゆる観点からこの問題をやってもらわないと。本当にやってもらいたいんだよね、これはね。そういう点を踏まえてやってください。

【地域整備課長】はい。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにございますか。

僕の学校の校舎も最近診断を受けたんですけれども、全部よかったです。特にいい建物は大正の大震災の直後にできた建物ですね。やっぱりそれを教訓として、たくさんコンクリートなんか使ってやっているそうできて、大丈夫だと言われました。

ただ、ちょっと僕は今のご質問のことで関連したこと、一つお聞きしたいことがあります。委託はもちろんやむを得ないと思うんですよ。やむを得ないと思うんですが、余りこういう技術的な委託ばかりがふえてしまいますと、その結果を判断する職員の方がいらっしゃるのかということをおもうときがあるんですね。

例えばさっきの早稲田大学の建物の場合でも、業者さんの言うのを聞いて僕らは感心するだけで、いや、そうは言っても、こういうことがあるじゃないですかといったような質問できなかったんですね、何もね。専ら業者さんの言われるとおりに受けとめるしかない。もちろん私どもは業者さんに別に不審を持っているわけでも何でもありませんけれども。

ただ、新宿区の職員の方も、技術系の職員の方もやっぱりある程度お持ちにならないと、その判断とかそういうとき、お困りになるときがあるんじゃないかというような気がするんですが。余計な取り越し苦労だったらいいんですけども、その点、いかがですか。

【地域整備課長】今、この耐震化促進事業については、私ども地域整備課の中で5名の職員が担当しておりまして、5名のうち4名が建築技術職、1名が事務職ということですね。実際、その中には建築士を持っている職員もおりますし、構造的な書類もちゃんと確認できる職員もおりますので、そういう中で業者の指導については重々やっていきたいと考えております。

【会 長】はい、わかりました。

ほかにございますか。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、どうもありがとうございました。

本件、失礼しました、これは報告事項ですから、了承ということでいいですか。

〔「はい、了承」と呼ぶ者あり〕

【会 長】了承でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうもありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

それでは、資料41にまいります。百歳以上の高齢者の所在確認についてでございます。

【区政情報課長】42の方で。

【会 長】どうも大変失礼いたしました。資料42の「平成22年度国勢調査に係る郵送提出調査票の開封・仕分け作業等の業務委託について」でございます。

では、どうぞご説明をよろしく願いいたします。

【地域調整課長】地域調整課長でございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【地域調整課長】まず、件名につきましてですけども、平成22年国勢調査に係る郵送提出調査票の開封・仕分け作業等の業務委託ですけども、この作業等の「等」につきましては、2枚めくっていただきまして、別紙（業務委託）、これ、一覧表になってございます。表形式になってございますけれども、その左の欄の委託内容のところをごらんいただきたいと思っておりますけれども、が3つついてございます。1つ目の は国勢調査郵送提出調査票の開封・仕分け、その下に、郵送提出世帯の封筒及び調査票の世帯番号及び調査区番号の点検補記、3つ目の として、差出人住所・氏名の「郵送提出等世帯一覧」への入力ということで、3つの業務

が入っておりますので、この件名の作業等の「等」には下の2つ目と3つ目の業務内容が含まれているということをご理解いただきたいと思います。

それから、今申し上げました委託内容の3つ目の のところで、「郵送提出等世帯一覧」への入力と書いてございますけれども、郵送提出等の「等」は、これは直接役所に持参する場合がございますので、それも含めて「等」という表現をさせていただきました。

それでは、事業の概要について説明させていただきます。

事業内容でございますけれども、今年10月1日に実施する国勢調査でございますけれども、この国勢調査につきましては、調査員の方、約1,500名強の方に調査員という形で従事していただきますが、調査票を世帯ごとに配布し、世帯から調査員または区に調査票を提出することによって行いますが、今回の国勢調査におきましては調査票の提出方法が、従来からの調査員がまたそれぞれのお宅を訪問して回収する方法に加えまして、郵送提出及びインターネット提出が加わりました。

当区におきましては、調査対象が約20万世帯のうち、約7割である14万世帯が郵送提出するということを見込んでおります。また、調査票の郵送提出期間は9月下旬から10月中旬に集中するということを想定しております。このように多量の郵送提出調査票を開封して、調査区番号ごとに仕分けをして、世帯からの照会に対応するためには、郵送提出等世帯一覧の作成などを短期間に行わなければならないということで、業者に業務を委託するものでございます。

なお、作業につきましては本庁舎地下1階の統計係の作業室で行うというものでございます。1枚おめくりいただきまして、別紙（業務委託）でございます。

委託先については、これから入札をかけますので、まだ業者のほうは未定でございます。

委託に伴って事業者処理させる情報項目についてでございますけれども、国勢調査の調査票の郵送提出封筒に書かれております差出人の住所、氏名でございます。

処理させる情報項目の記録媒体としては電子記録、FD又はCDということでございます。

1つ飛びまして、委託内容でございますが、先ほど言いましたように3つの内容が業務の委託内容として入ってくるものでございます。

委託の開始時期及び期限でございますけれども、平成22年9月27日から、主に10月26日ぐらいまでを想定しております。

委託に当たって区が行う情報保護対策でございますけれども、契約に当たりまして、別紙のとおり特記事項を付すというものと、それから、実際、区役所の庁舎の会議室で作業させますので、区の職員が常時そこへ立ち会うということで、個人情報の保護対策を区として行ってい

きたいと考えております。

受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、取扱責任者をあらかじめ指定する、それから、提供された情報は施錠できる金庫等に保管させるということで、これは全部役所の中で行いますので、受託事業者側に一切個人情報を持ち出されると、役所外に持ち出されるということはありません。

あと、特記事項がその次についてございますので、ごらんいただきたいと思います。

それから、一番最後に 以上でございます。よろしくお願ひご審議のほどをお願いします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたらどうぞ。

はい、久保委員。

【久保（合）委員】世帯数と調査員の数、5年前と今回とを教えてください。

【地域調整課長】世帯数は微増でございます。調査員につきましても、これは1人の調査員に大体50人から70人ぐらい担当していただきますので、調査員の数につきましても若干微増というところでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保（合）委員】中身に入っちゃって恐縮なんだけど、素人考えだけど、7割も郵送になるというの。5年前は。

【地域調整課長】5年前につきましては、調査員の方が、もう一度世帯を回っていただきまして、調査票を回収していたんですけれども、今回は郵送ということで、我々も調査員を選ぶに当たって、各町会のほうへご説明させていただいたときには、郵送による回収を勧奨します、勧めますということを申し上げます。

というのはなぜかといいますと、調査員の方がそれぞれの世帯をもう一回回るといのは、またすごく負担があるということで、前回の国勢調査のときも相当その点について、地元の調査員を担当された方からは何とかしてほしいと、国勢調査に協力するのはやぶさかではないけれどもということでした。

【久保（合）委員】会長、すみません。

【会 長】はい。

【久保（合）委員】僕が伺いたいのは、7割という14万件が郵送だというふうになっても、そうやって世帯数も変わらないのに、調査員の数が同じか微増というのがわからないという。普通は7割減るべきじゃないのというふうに思った。



【地域調整課長】会長、よろしいですか。

【会 長】はい。

【地域調整課長】最初に調査票をお配りするところの作業は変わりませんので、その部分では調査員を一定数確保するというのと、それから、一定の、それぞれの調査世帯ごとに、それぞれ世帯ごとのデータをつくっていただきますので、その部分では作業的には変わりません。したがって、軽くなるとすれば、今、久保委員のおっしゃった回収の部分が若干、若干というか、郵送になることによって減るだろうと。それによって調査員の方の負担が少しでも軽減できるのかなということで、対応させていただいています。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

鍋島委員。

【鍋島委員】今度、インターネットでもできるということですがけれども、その場合でも、その調査員が配ったものが必要なんですね。そのインターネットについては、ここでは集計したりなんかしないわけですか。これにちょっと入っていないので。

【地域調整課長】会長、よろしいですか。

【会 長】はい。

【地域調整課長】インターネットでの回答は、まず、調査員の方が最初に調査票は全部の世帯にお渡しして、その中で、回答する方がインターネットの手法を選ぶ場合には、IDを取得していただきまして、それに伴って回答していただくということで、今回の委託業務の業者のほうには一切そのインターネット回答によるものはデータとして行きませんので、その点についてはこの中から外れております。

【鍋島委員】ちょっとわからないので、それは東京都だけみたいですがけれども、東京都のほうにデータは直に行ってしまうということなんですね。

【地域調整課長】試験的に今回、東京都だけでインターネットをやりますけれども、それぞれの市区町村のほうにそのデータは来ます。したがって、新宿区につきましては、うちの区のほうに直接データが入ってくるという形。

【鍋島委員】それは区のほうの担当課に入ってくる。

【地域調整課長】そういうことです、はい。

【会 長】ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【かわの委員】今言われたように、ちょっと中身の話になっちゃうから少しずれるのかもしれ

ませんけれども、そうすると今回は、ここは郵送方式というふうになると、今までだったら自分で配ったので、その人のうち、だれがまだ回収されていないというのは、その調査員でわかっていたわけですね。だから何回も行く。そもそもその行為が負担だというのはわかるんだけれども、そうすると、今度は逆に、その回収率というのか、もう配った場合は配ったで、その人が郵送で出したかインターネットで出したかというのは、それはもう調査員にわからないわけでしょう。

【地域調整課長】はい。

【かわの委員】そうすると、その辺は、この国勢調査の本来の目的からして、そういう一定の回収率、一定というのか、その回収するということについてはどういうふうに、そこはフォローするというのか、担保しているんですか。

【地域調整課長】確かに郵送によると回収率が低下するということを懸念してまして、その調査員の方が一度それぞれの世帯を訪問して、調査票をお渡ししていただいた後に、確認票というのを今度は配らせていただきます。それは各家のポストに入れるということですが、既に調査票に記入して回答していただいた方にはそのお礼を、それから、出していただいている方につきましてはご協力をお願いしますと、1枚のペーパーにそんな2つの内容が入っている。それを入れることによって、出していない方についてはもう一度、再度出していただくことを促す。

それから、うちのほうで最終的にどこが出てこないかというのは全部チェックしますので、そのところにはうちのほうからまたお願いをするとかいろんな形で、回収率については、とにかく向上させるということを考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保（合）委員】今言った確認作業とか何かも増えている。それは、郵送でいいということになったから作業が2つぐらいまた増えた。そうすると、やはり前回と同じ1,500人でやってもらわないと、やっぱりきついんだなというふうに納得したんだけれども、そういう意味なの。

【地域調整課長】ええ、そういう意味でご理解いただければと思います。

【久保（合）委員】はい、わかりました。

【会 長】はい、どうぞ、井上委員。

【井上委員】井上です。

3ページの処理させる情報項目の記録媒体で、電子記録でフロッピーディスクまたはコンパ

クトディスクと書いてありますけれども、まず、本当にF DとかC Dって、まだそんな媒体は残っているんですかというのと、先ほど、ちょっと地域調整課の方はいらっしゃらなかったと思うんですけれども、事務局のほうでシンクライアント端末になっているということなので、シンクライアント端末になっているのに何でF DやC Dが使えるのか、そこを2つ伺いたいですけど。これは多分、事務局に質問だと思います。

【区政情報課長】会長、すみません。

【会 長】はい。

【地域調整課長】この入力作業につきましては、スタンドアローンのパソコンをうちのほうで用意いたしまして、そこに委託業者の人が、入力してもらうということになります。その入力したデータにつきましてはC DあるいはF Dのほうで最終的に、情報を端末から取り出して、我々のほうで東京都のほうに出すという形になっております。

【井上委員】今の質問、2点目の質問はわかりました。

1点目で、本当に電子媒体で、今日日、フロッピーディスクとかC Dとか本当に使っているんですか。いや、今買おうと思っても、なかなか売っていないですよ、それは。

【地域調整課長】すみません、正確に申し上げますとC Dのほうになりますね。申しわけございません。

【井上委員】一番最初の議題のところに戻るんですけれども、C Dよりも安全性としてはU S Bのほうが安全だと思うんですよね。いろんな意味で、フロッピーディスクよりもC D、C DよりもU S Bのほうが安全だと思いますので。別にそこは委託業者との関係があると思いますし、きちんと情報を、覚書もつくっておりますので、そこは信頼しますけれども、テクニカルな面で行くならば、なるべく安全性の高い電子媒体を使われるほうがよいのではないかという、一委員からの意見だというふうに聞いてください。

以上です。

【地域調整課長】ありがとうございます。

今ご指摘いただきましたので、パソコンは今、U S Bが対応できるパソコンにほとんどなっておりますので、より安全性を高めるためにはU S Bのポートのあるパソコンをもちろん用意しますので、そのメモリーで保管するというを考えていきたいと思っております。

【会 長】ほかにございますか。

アメリカ人が日本に来て、きょうの人口は男何人、女何人って、よく出ているでしょう、あの玄関の入り口のところに、ああいうのはアメリカ人には考えられないと言うんです。考えら

れないと言って、人口があんなにわかるというのはね、アメリカでは。というのは、向こうは住民登録制度なんてありませんし、それから、住民票なんていうのもくれませんからね。そういう制度がないでしょう。ですから、もう全然わからない。

それから、国勢調査は10年に1回ですよ、アメリカはね。

【地域調整課長】5年に1回。

【会 長】5年に1回だけど、その間の5年というのは余り精緻な項目じゃないんですね。本当のあれでいったら10年に1回だと思います。あとはちょっと簡単なものだけ5年に1回やりますけれども。ということも言われておりますね。

それで、とにかく、ですからアメリカはそういうふうに人口がわからないんですよ、本当からいえば。全然わからない。だから、僕が向こうに行って外人登録する必要全然ないわけでしょう。全然ありませんよ。

仮に僕がアメリカ人だとして、日本に行きたいということでパスポートをもらうとき、自分がアメリカ人であることをどうやって証明すればいいと思いますか、アメリカでは。自分がアメリカ人であることをどうやって証明したらいいと思いますか。

【地域調整課長】出生証明で。

【会 長】そうそう、出生証明。そうです、本当すごいですね。パスサティフィケートって、あれがあるだけです。ですから、もう本当に大ざっぱもいいところで。

そういうことを向こうの連中に言いましたら、我々はヨーロッパの、アメリカに逃げてきたというのは、そういう自由を求めてきたのであって、我々は拘束するようなものは一切拒否するんだと言っています。本当にびっくりしましたけど、考え方にね。

ちょっと余談になりましたけれども、ですから、国勢調査もいいですけども、余りそんなに精密にやってもどうかなというような気がするんだな。

これ、委託、法定受託事務ですか。

【地域調整課長】法定受託事務です。

【会 長】そうですね、やらざるを得ないということだ。

ちょっと余談になってしましまして恐縮でした。

ほかにございませんか。ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。

それでは、これは、本件につきまして了承ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうも大変ご苦労さまでした。どうも余計なことを申し上げまして、すみ

ません。

では、資料 41 にまいります。「百歳以上高齢者の所在確認について」でございます。

それでは、ご説明をよろしくお願いいいたします。

【高齢者サービス課長】高齢者サービス課長です。よろしくお願いいいたします。

では、資料 41、ごらんください。「百歳以上高齢者の所在確認について」。

これは緊急の理由による目的外利用ということで、事後報告でございます。

めくっていただきまして、2 ページ目、事業の概要です。

百歳以上高齢者の所在確認について、高齢者サービス課で、目的は百歳以上の高齢者の安否確認を行うというものです。

対象者は、区内に住所を有する百歳以上の者 136 名。これは年度内に百歳になられる方も含まれます。

事業内容ですが、これは皆さんご案内のとおり、7 月 29 日に足立区で都内最高齢男性 111 歳の方のミイラ化した遺体が見つかった。それから、8 月 2 日の日に杉並区で都内最高齢の 113 歳の女性の方の所在安否がわからなくなっていることが判明したと。そういうことを受けまして、新宿区でも急遽調査が必要あるということで、8 月 3 日、4 日にかけて調査を行ったというものでございます。

事業内容ですが、高齢者訪問事業、これを行っていますが、この訪問対象者リストをもとに、百歳以上の高齢者の方につきまして、介護保険の給付記録、あるいは高齢者相談記録、あるいは後期高齢者医療保険の給付記録から、安否確認を行ったものでございます。

8 月 3 日の日に介護保険課に全 136 件の給付記録があるかないかについて確認依頼をいたしまして、介護保険課では 113 件確認とれましたが、23 件不明な方が出ました。その 23 件につきまして、高齢者サービス課で相談記録を持っておりますので、この中で確認いたしまして、7 件の方の確認がとれました。なお 16 件不明の方がいらっしゃったので、後期高齢の医療保険の給付記録、この有無について確認をとりまして 16 件全員の確認がとれたということで、新宿区におきましては、8 月 4 日の日に百歳以上高齢者の方、136 件 これ、8 月 1 日時点ですけれども の方の安否の確認がとれたというところでございます。

めくっていただきまして、まず最初は、百歳以上高齢者の所在確認のための高齢者訪問対象者情報の目的外利用についてです。

これは、高齢者サービス課で持ってあります百歳以上の方の訪問対象者リストでございます。そのリストを安否確認に利用したということで、目的外利用の報告でございます。

下のほう、目的外利用を行う情報項目でございますが、高齢者訪問の高齢者訪問対象者リスト、このリストは、住民基本台帳あるいは外国人登録情報、ここから電算処理によって出力してもらった紙のリストでございます。その中に氏名、性別、生年月日、住所、住民番号が入っております。この紙のリストを使いまして安否確認を行ったということです。

目的外利用は8月3日です。

それから、緊急時の目的外利用における本人通知ということで、本審議会でご報告後、本人通知を行うというものです。

それから、めくっていただきまして、そのリストを使いまして、今度は介護保険サービスの給付情報の目的外利用を行いました。

保有元は介護保険課で、介護保険システムの中の介護給付サービスです。こちらのほうを、リストを使って、これは端末で一件一件見てもらったというところですよ。

目的外利用を行う情報項目ですが、直近の介護保険サービスの給付記録の有無です。直近と申しますのは、この時点では5月の給付記録というところですよ。

こちらにつきましても、後日、ご本人通知を行う予定です。

それから、めくっていただきまして、次は高齢者サービス課の窓口相談支援システム、こちらのほうのシステムの情報に記録がないかどうかというところで、こちらを利用いたしました。こちらで利用したのは高齢者相談記録の有無でございまして、具体的には、特別養護老人ホームの申請があったかどうか、あるいは、最近補聴器の申請があったかどうかと、そのような相談記録があったかどうかで確認いたしております。

それから、めくっていただきまして、最後は、残った方々につきまして、高齢者医療担当課が持っております後期高齢者医療システム、この中の給付記録の端末情報です。これも直近の高齢者医療の給付記録の有無を確認してもらっております。

これらすべて、本審議会報告後、本人に対して目的外利用しましたという通知を行います。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ、川村委員。

【川村委員】川村です。

本当に社会的にも話題になりまして、また、新宿区は、きょうご報告をいただいたように素早く対応なされたということで、当然必要なことだったろうなというふうに思いますし、また、

見事に 136 件確認ができたということはよかったのではないかなというふうには思っております。

その上でちょっと何点かお伺いしたいと思うんですけれども、これは事務局にお伺いしたいんですけれども、緊急時の目的外利用というのは、この間、条例できてから随分たちますから、膨大になっちゃったら困るんですけれども、今までこういうケースというのは、どんなケースで何件ぐらいあったかというのが、もしわかれば教えていただきたいと思います。

【区政情報課長】区政情報課長です。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】遠い過去のことはちょっとわからないんですけれども、3年ほど前に、台風が来まして、敬老会が中止になったということがありました。あのときには、やはり緊急時ということで、個人情報を利用するという形で目的外利用をいたしました。

【川村委員】確かにそういうことがありましたね。大変でした、あのときも。わかりました。

そういう意味で言えば、非常にレアなケースだということだと思っんですけれども、そうすると、当然今回は必要なことだとは思っんですけれども、この緊急の目的外使用というのは、今回のケースでいうと、どの時点で、どういう判断があつて目的外利用するということの流れになったのか。確認をしておきたいと思っします。

【区政情報課長】区政情報課長です。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】これ、実はその時点でこちらに相談がありました。実際すぐやらなければいけないという話でしたので、福祉部長等の関係者が集まりまして、検討させていただいて、この場合にはやはり緊急時だろうということで、実施したという形になっております。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】そうすると、所管である福祉部長を含めまして、そういう提案というか相談があつた中で、そういうことをしなければならぬというふうな判断でやられたと、そういうことでよろしいわけですね。はい、わかりました。そうすると、その点、わかりました。

あと、こういう対応というのは他区でもされたと思っんですけれども、当然、個々の自治体のことですから、ご存じでないところもあると思っんですけれども、これは、国のほうとして厚労省なりが、こういう安否確認をしてくれということの中でこういう調査ということがあつたということよりも、各自治体の判断でこういうふうになされたということの理解でよろしいんでしょうか。

【高齢者サービス課長】各自治体の判断です。各自治体に後ほど、高齢課長会ございますので確認しまして、各自治体同じように、介護記録、医療記録を見ているというところです。

それから、国のほうではないんですが、東京都のほうから後ほど出ました通知では、そのような介護記録、医療記録を見て確認していただきたいという通知は、後からは来ております。

【会 長】ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【副会長】余り関係ないかもしれない。安否確認ということなのか、実在しているかどうかという問題なんですけれども、実在しているかどうかだったら住民課かなとか、そういうことを今思っていて、何でこのサービス課がこの問題を担当されたのか。先ほどのちょっと手続というか、どういう経過でというのに関連しているんですけれども、どういう流れでこれはそうなったのかなという。お願いします。

【高齢者サービス課長】これは高齢者の方の安否、所在確認ということでございましたので、緊急でございましたので、高齢者サービス課で行いました。

それで、通常の区のいろいろな部署で、高齢者の方に向けて通知発送したりとか、いろんなサービスを行ったりとかしております。それで、そのときに例えば所在がわかりませんよということがありましたら、そういう報告を、今、副会長がおっしゃったように、新宿区でいえば戸籍住民課になり、特別出張所なりに、もしかしたらこの方は住んでいないのではないですかというような情報を提供するというところです。情報提供を受けた住民記録側では、その後、ご自分たちで不現住の調査をします。そういうことで、その後、いないと判明したら住民票を削除すると、そういう流れになっております。

【副会長】そうしますと、高齢者というのは別に百歳以上じゃないと思うんですよね。70 か 80 か、私、正確な用語を知りませんが、何で百歳に限定されてこの調査を。もうこれ打ち切ったとすれば特にですね。いや、今後も 90、80、緊急だったから百歳以上だったんだという説明で、じゃ、この1カ月以内に90まで下げて、いずれ75とか70、65ですか。簡単に言うと、年金の問題が何となく皆さん頭にあると思うんですが、そうすると、65まで下がっていかないと、この問題は何か住民に対しての説明が足りないんじゃないかというふうな気がするんです。そのあたりはどういうふうになっているでしょう。

【高齢者サービス課長】今回、百歳のお祝いということで、こういう形でリストとしても136名出ておりましたので、この形を調査したということでございまして、今、副会長がおっしゃったように、百歳の方だけではないということでございまして。新宿区は、この百歳以上の



方々につきましては、区長が今年は 58 名の方々をご訪問いたします。それから、残りの方々は職員がご訪問して、実際にお顔をできるだけ拝見したいなと考えております。

それからあと、新宿区に敬老祝金事業ってございまして、古希、喜寿、米寿、それから長寿ということで、70、77、88、それから 96 以上の方々に、敬老祝金をお配りしております。この方々につきましては 7,000 名以上いらっしゃいまして、毎年、民生委員の方々にお願いいたしまして敬老祝金をお配りさせていただいております。民生委員さんのほうからのご提案ございまして、ことしは特に念入りに、念入りにといたしますか、確認しながらお配りしましょうというご提案はいただいております。

それからあと、今後のことですが、ある程度、毎年なのか隔年なのかわかりませんが、調査はしていかなきゃいけないと考えております。それで、今、副会長がおっしゃられました 65 歳ですと、6 万人ぐらいになってしまいます、新宿区ですと。それで、75 歳にしますと 2 万 8,000 人ぐらいということで、75 歳以上ですと後期高齢のデータが使える、今制度変わらなければ、そこで給付記録がとれますので、75 歳以上ぐらいで調査をかけようかなという検討はしております。それにつきましては後日、固まりましたら、また改めて本審議会でご報告させていただきたいと思っております。

【副会長】今度のときは事前諮問というのか、なるんじゃないかと。よろしく申し上げます。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保（合）委員】現時点で新宿区民の平均年齢が下がらなくて、おめでとうございました。

3 ページにある目的外利用を行う情報項目、5 項目の最後に住民番号が入っているんだけど、これは何のために入っている 5 項目の中の一つなんですか。

【高齢者サービス課長】これは、これで抽出したということで、ある意味、整理番号じゃないんですけども、抽出した番号で出したということで。なお、私ども、またその後、これ、今例えば 136 名って 8 月 1 日時点なんですけど、実際、9 月にご訪問する前に、残念ながら亡くなられたりとか、ちょっと転出しちゃったりとかという方もございます。職員のほうで端末を使って調査するというのも日々やっておりますので、そういう便宜上のことも含めまして、住民番号というのはこのリストの中に載せさせていただいております。

【久保（合）委員】必要な情報項目として、住民番号が必要だという性格ではないんでしょう、この事業としては。

【高齢者サービス課長】はい、事業としては住民番号は必要ありません。

【久保（合）委員】安否確認というんでしたら、日常ふだんの安否確認というのは絶えず人が、

職員やいろんな人がいて絶えず安否確認できない以上は、電話をかけて安否確認というのは必要ですね。やっぱり、いつときも確認は必要なわけで、そういう意味では、必要なのは電話番号なんじゃないですかね。

【高齢者サービス課長】このリストは訪問対象者リストでございまして、このリストを抽出するのに住民番号を使ったということでございます。

それから、安否確認は電話なんですけど、高齢者の方ですと、電話してもどうかというのもございまして、ちょっと。区としては、基本的に電話番号というのは収集はしておりませんので、受け取れません。

【久保（合）委員】たまたま言っちゃっただけで、特に問題とは思っていませんし、この委員会の問題でもないなので、終わりにします。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうもご苦労さまでした。

はい、どうぞ。

【かわの委員】会長、いいですか。すみません、ちょっと発言させていただきます。

第1回、5月19日に行われた当審議会の中で、新宿区スポーツ環境調査についてということで諮問と報告があったんですけれども、この時点では目的外利用ということと業務委託ということだったんですけれども、実は、このスポーツ環境調査ということが実際に行われる中で、区民の方からもそうですし、僕自身も見て、その中身について、これは果たして本当にいかなものかなみたいなところが、ちょっと感じた部分があったものですから、改めて少しここで説明をいただければなというふうに思うんですけれども。

【会 長】予定する時間はまだ少しありますから、ご確認していただいてよろしいですか。

【副会長】準備ができていますかどうか、ちょっとわからないですけれども。

【区政情報課長】準備は、はい、お話はいただいていますので、事務局としては。

【会 長】そうですか。じゃ、4時までが一応きょうのお約束の時間ですから、少し時間がありますから、ご確認いただいてよろしいですか。

【かわの委員】資料は特に皆さんに。

【区政情報課長】資料も、はい。

【かわの委員】ちょっと皆さんに見てもらったほうがいいかなと思って。

【区政情報課長】今、担当課を呼びますので。

【かわの委員】会長、よろしいですか。

【会 長】はい、じゃ、どうぞ。

【かわの委員】すみません。

そのスポーツ意識調査、諮問された部分の具体的な調査票が今ここに出ているんですけども、ちょっとこれを見て、先ほども言いましたように、区民の方なり、あるいは私自身もそう思ったんですけども、果たしてここまで本当にこういう調査に必要なんだろうかというのを率直に感じました。

それは、この調査票の一番最後のページをごらんいただきたいと思いますが、それまではスポーツに関するいろんなアンケートになっているんですけども、最後の、いわゆる基礎調査のような感じですけども、私は率直に感じたのは、ここに例えば身長、体重、これは極めて個人的な個人情報にかかわる部分ですし、それから、年収という形でこういうふうに出されている。

本来のここの審議会は、いわゆる個人情報の目的外利用だとかそういうところが諮問されるんでしょうけれども、新宿区民のそういう全体の個人情報なり、あるいはそういう部分を、やっぱり我々はある程度責任を持たなきゃいけないんじゃないかなと思って、あえてこの調査票の中身について、ちょっとこれまで、これはやり過ぎじゃないかなというふうに率直に思ったものですから、一回ここで諮問されている部分ですけども、なぜこういうところまでが必要なのかということを担当のほうから説明いただいて。しかも、これが区がやるということじゃなくて、大学の研究所と一緒にやっているとということなので、どういう使われ方をするかというのもちょっと心配な部分もあるものですから、あえて発言をさせていただきました。

【会 長】はい、わかりました。

どうぞ。

【副会長】経過として、このアンケート用紙は皆さんが見たんでしたっけ。

〔「見ていないですね」と呼ぶ者あり〕

【副会長】見ていないということ的前提に、はい、どうぞ。すみません。

【会 長】それで、具体的には年収と、それからどこが問題なんですか。身長、体重ですか。身長、体重ですね。それから年収と。

はい、わかりました。8ページのやや下のほうに身長、体重とあります。それから、年収はおよそどのくらいですかと、こういうのは要らないじゃないかというか、何のためにやったか

わからないというか。

【区政情報課長】会長、担当課長のほうからちょっと説明をさせていただいてよろしいですか。

【会長】どうぞ。じゃ、ご説明いただきます。

【生涯学習コミュニティ課長】生涯学習コミュニティ課長でございます。よろしくお願いいたします。

全体通しまして、簡潔に説明をさせていただきます。

こちらにつきまして、委員からございましたように、5月19日の審議会におきまして了承ということでちょうどいしております、7月26日に既に発送させていただいているところでございます。ただ、質問項目につきましては審議会のときにはお示ししておりませんでしたので、簡潔に、全体について説明をまずさせていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。

問いの1、こちらにつきましては、最近1週間の身体の活動量ということで聞いております。

問いの2につきましては、行動変容ステージということで、定期的に運動されている方としていない方の比較の設問でございます。

問いの3につきましては、ご自身のスポーツまた身体活動に関する満足度というところを聞いてございます。

3ページ、問い4でございます。自宅周辺のスポーツ環境について、ご質問をさせていただいております。

4ページ、お願いいたします。

問いの5、スポーツ施設の認知度について伺っています。

問いの6、スポーツをする際の人的支援について伺っております。

5ページ、問いの7でございますが、主に行ったことがあるスポーツ施設はどちらですかという質問でございます。

問いの8、スポーツを行う利点、促進要因について伺っております。

問いの9、スポーツを逆にしない理由、阻害要因は何かという質問でございます。

6ページは見開きで左右になってございまして、6、7ページでございまして、問いの10、現在のスポーツ、運動活動の傾向に関する質問でございます。

問いの11、スポーツを行う理由、目的。

8ページ、問いの12、スポーツ実施日、時間帯でございます。

最後に、今後最も行いたいスポーツ・運動ということで問いの13でございます。

問いの 14、こちらがご指摘いただきましたフェースシートになってございまして、まず、この年齢につきましては、年代別の考え方というところで書かせていただいております。

性別につきましては、男女別の考え方というところで質問させていただいております。

次の郵便番号につきましては、地域性ですとか地域別のニーズの把握ということをさせていただくために、すべて後ほど設問ごとのクロス集計をする際でございますけれども、こういった区内地域の方が、こういった地域別のニーズなりをお持ちであるかという点を把握させていただくために、郵便番号という記載させていただきました。

それから、ご家族ということでございますが、設問にも中にございまして、スポーツを支援してくれる家族の有無ということで聞いてございます。

次に、最終学歴ということでございますけれども、これもちょっとあれだと思っておりますが、一般的に、子どものころはスポーツ活動というものは皆さん行っていると思っておりますけれども、社会人になるとスポーツの活動の場から離れてしまうという傾向が少なからずございまして、その原因の一つといたしまして、さまざまな条件に応じて多様なスポーツを楽しむ環境が整っていない等々が考えられます。しかしながら、小・中学校を思い返していただきますと、体育の授業ですとか部活動、こういった活動を通じましてスポーツ活動というのは定期的に行っていた方たちが、生涯を通じましてスポーツを継続していく習慣というのが、どの段階、いわゆる学歴といくと、小・中・高なのか、それ以降なのかというようなところで、定着できているのか。また、途切れてしまっている場合には、こういった実態があるのかというところを把握するということで、こちらのことは聞かせていただいております、学歴とスポーツの生活化との関連を必要に応じてクロス集計するという設問でございます。

続きまして、仕事内容につきましては、こちら、仕事の内容というか形態でございまして、フルタイム、アルバイト・パートタイム、無職の方というところで、その勤務形態によって運動習慣に差異があるのかどうかというところで、把握をさせていただくために質問させていただいております。

その次の身長、体重でございますが、BMI といまして、ボディー・マス・インデックスということの省略なんです、身長と体重から求める国際的な体格の判定方法という計算式がございまして、計算式でいいますと体重割る身長、体重キログラム割る身長の、メートルですから 1.幾つというような形で、掛ける 1.幾つという形で出します。こちらにつきましては理想の体重のほうが、これで計算しますと 22 というところがございます、25 を超えますと高血圧ですとか高中性脂肪血症ですとか、27 を超えますと糖尿病、29 を超えますと高コレステ

ロール血症というような形で発病率が上がるという、BMIという数値がございまして、こちらの数値と日常的な生活習慣、運動していらっしゃるか否かというようなところのクロス集計をとらせていただくために、身長、体重については質問させていただいたところでございます。

問いの15、年収ということでございますが、こちらも、特に職業ですとか年収において、細分化してクロス集計をさせていただくというところで、例えば、現在お仕事をされていて余りご利用できていない利用者の要望ですとか、また、アプローチの施策として必要となるデータが取得できるというところと、年収の高い方については多忙で施設には行っていないのか、また、収入に余裕があまりになるということで民間の施設を主にお使いになっているのか。また、年収が低い方については、民間施設を利用されているのか、また、公的施設に対するご要望が大変多いのかというようなところのクロス集計もさせていただきたいというところ、今回の設問を作成させていただいたという次第でございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

はい、どうぞ。

【かわの委員】もちろんその都度諮問されるときに、すべてここまでできるとは思わないので、そこは基本的に目的外利用ということ自体で、それはやむを得ないと思いますけれども。

ただ、今いろいろ説明を受けたんですけれども、どう見てもやっぱり、それは年収との関係というのは、クロス集計をすれば、それはそれで一つのデータとして出るでしょうけれども、それが果たしてスポーツ意識調査に、どういうふうに目的に合致をしているんだろうかということ。あるいは、今言ったように、確かに個人はなかなか特定はもちろんできないんですけれども、場合によっては郵便番号というのは、かなり新宿区内には、牛込の地域を中心に何百世帯ぐらいしかない郵便番号のところもあったりするわけで、それで年齢と性別が出ればということもあったりするし。やっぱり私は、身長と体重は今言われたように、そういうBMIからとるんだということですが、それだったら、またそういうこともきちんと出しながら言われないと、いきなり身長、体重を聞くというのも、これもある面では大変失礼な話かなというふうに思いますし。特に年収なんかについては、本当にこれがどういうふうに生かされるのか。

これによって、また今のように民間だとか何とか。でも、民間を使っているか使っていないかというのは、ここには入っているわけじゃないわけですね。ちょっとやっぱりそこ、この調査票自体が少し乱暴なんじゃないかなというふうに率直に感じたものですから。

じゃ、今後どういうふうにしていくかという問題は、それは一々全部、さっき言ったように、アンケート用紙を出してもらわなければこの諮問ができないという、それだったらこの審議会自身が大変になっちゃうと思いますけれどもね。やっぱり中身についてもぜひ注意をしながら進めていくということは必要なんじゃないかなということをおもひまして、あえてここで提起をさせていただきます。

【鍋島委員】関連で。

【会 長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】これはやったかもしれないんですけども、ここでやるのは、フェースの部分はいつも出ているんですね。何と何と何と何と何と何とについて情報をとりますよというのは、この前の医療のときはすごい量、たくさんの項目でしたし、そうじゃないときには、私もよく年は年代にしてくださいというくらいで簡単なものもあります。きょうのも、住所と幾らとか、番号も要るんですかというくらいに出ているんですけども、このフェースを、これだけの項目をとりますよという、これが個人情報だと思うので、やりますよというのは私、これもやったというときに見ていないので、忘れていいのかもかもしれないけれども、そこに出されたのかどうかをまず一つ教えてほしいんです。

それから、これ、5,000人ということですから、さっきかわの委員がおっしゃったように、この郵便番号も、4つ、3つの比較で、ほとんどの地域はわかるわけです。だから、ある程度のくくりの大きさでわかるんですね。4つまで出すとほとんど、5,000人で、小さなところだと個人まで特定されるものも出てきます。

それだし、学歴もこんなに細かく、短大、大学卒、それはどういうことなのか。年収もそうだし、この身長、体重なんていう項目もとりますよというのは見たこともないので、ぜひそれは回答をお願いします。

【区政情報課長】事務局です。

最後のフェースシートの部分なんですけれども、この部分については本人収集という形になりますので、本来的な審議、要するに本人が了解のもとに出していただくという形のもので、拒否することがもちろんできるわけですね。ですから、この審議会としてのいわゆる審議の事項の対象ではないということです。

【副会長】それは異議がありますね。

個人情報を収集することは個人情報の中で最も入り口の問題なわけですよ。普通ここで扱っているのは集積された情報を管理すること、利用方法について普通は審議していますけれども、

今まででもめたケースはすべて情報の収集が絡んでいるケースなんですよ。

私がすごい、もう本当に怒りを込めて言ったようなケースは、収集で皆さんが、持ってきた人が収集の意識が全くなくて、利用みたいなことをおっしゃるわけですよ。だけど、私がすごく追及的に言ったところは、それは個人情報の収集が落ちているんじゃないですかということ結構言ったケースが幾つもあると思うんですね。

だから皆さん、持ってくる人もそうなんだ、我々もそうなんだけれども、いつも扱っているのは、既にある情報をどう管理するか、どう利用するかということばかり扱わされているから、そっちに目が行っているんですよ。だけど、一番の問題は個人情報をどういうふうにして収集しているかなんですよ。

これは大問題だと思いますね。14と15だけで、前の13問と後ろの16問を削っても、14問と15問だけで、これは相当な個人情報ですよ。独立した、関係がないものとして扱っても、14と15の個人情報を5,000人集めるんですよ。これは相当な個人情報ですよ。関係ないじゃないですか、1から13と、この14、15は。独立して、これ使えますでしょう、14と15は。使えるじゃないですか、これ。重要な個人情報、5,000人もこのデータが集まるということは相当な情報ですよ。

それで、私の結論は、とめられるんだったら、この14問と15問の回答を全部削除するという利用方法。まだ間に合うと思うんですよ、これ、7月何日に出したというんですから。削除を求めますね。回答書をだれも見えないような状態で早目に削除するか、すぐ発送者5,000名に対して14問と15問は回答の必要がありませんと出していただくか、どちらかですね。

【鍋島委員】それで、今日のはちゃんと収集項目というのは、このモデル地区の耐震のところはちゃんと出ているんですね。前も、私も山口先生と同じで、前のときにも発言したと思うんですけれども。だから、収集項目で、これは任意ですから書いても書かないでもいいですよということは一言も書いていないわけですね。だから、まじめな人は多いですから、私だって書いていけば書いちゃうかもしれませんし。だから、この収集項目というのは、前も山口先生もおっしゃったし、私もそう思ったんですが、本当に意識がないのですかと言いたいので、お願いします。

【区政情報課長】会長、よろしいですか。

【会長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】今、副会長からお話があったところは、個人情報保護条例の第4条、適正収集の原則ということで、実施機関は個人情報を収集するときはその利用目的をできる限り特



定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で公正かつ適正な手段によって収集しなければならないという部分が、この条例にあります。今回問題になっているのは、利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内かどうかということだと思います。

以前、5月の当審議会のときにフェースシート自体が出来ていなかった、それについてはまだ内容が固まっていなかったということと、本人の同意があるときというのが目的外利用のところであり、第5条のところ、利用目的を明示し、かつ本人から直接これを収集しなければならないというところで、一応本人収集だということ。今回、その5月の時点では明確になっていなかったという点を先ほどご説明したわけです。副会長がお話しになられましたように、利用目的を達成するために必要な最小限かどうかということだと思います。

今、担当課のほうで説明したのは、身長、体重については、いわゆるBMIということで必要があると。それで、あと個人については特定ができない。この郵便番号等で特定ができるのではないかというお話があったんですけども、そういったものについては、個人が特定できないということで、この情報を収集したということに説明をしているところです。

【副会長】私は絶対に同意は認められません、これは。本来、その第2条2項の(6)の個人情報審議会の意見を聞いてということでないかと許されません。認められません、こんなもの。

【久保(合)委員】確かに任意なんですよ。だから、書きたくなきゃ書かないで、送らなきゃいいんですよ。だけど、少なくとも問い14と15のように基本的な個人情報にかかわるものについては、これが特定されようがされまいが、あるいは任意であろうがなかろうが、こういうことを聞かれること自身に不愉快を感じる人がいっぱいいる。これを役所が、やっぱりできるだけ、もうどうしても必要なこと以外はやってはいけないんですよ。こういうことを聞かれることが不愉快なんですよ。このことを大事にしてください。

それで、少なくとも僕は、副会長が言われたように、14、15については、これは書かなくていいんですよということをはっきり明記しなきゃいけないんですよ。少なくとも14、15は基本的な個人情報ですよ。これを出さ出さないは別。書かなくていいんですよということだけは明記しなかったら、これからこの問題、かかわってきますよ。

だけど、僕はあえて言うけれども、子どもたちが大阪で、1歳と3歳の女の子が白骨化したとか、あるいは今の111歳だの113歳の人が白骨死体、行方不明だとか、こういう悲劇がいっぱい起こっている。そこに大きな壁になっているのもプライバシーの侵害なんですよ。この問題をこれから全世界の、あるいは日本の行政というのは考えて、どちらが重いんだろうかと。プライバシーの問題と今起きている悲劇を事前に防ぐことが、どっちか。これは永遠の課題で

すよ、僕ら。だから個人情報審議会が必要なんでしょう。だから、どんなことをしても詳しく事前に、やっぱりここでみんなの意見を聞く。これだけは、ついついやらざるを得ないから後でというようなことは、やっぱりやめてもらいたいね。という僕の意見。

【鍋島委員】もう一つ伺いたいんですけども、このデータの処理は、早稲田大学スポーツビジネス研究所がするのでしょうか。だから、これがそのまま研究所に行くのでしょうか。

【生涯学習コミュニティ課長】はい、データ打ち込みは研究所のほうで行っております。

【鍋島委員】そうしますと、今、山口副会長がおっしゃったように、14、15 は除かれて行くのですか。そのまま行くのですか。

【生涯学習コミュニティ課長】現状では、14、15 が除かれるということはありません。

【鍋島委員】これがそのまま行くんですか、14、15 も入ったまま。個人情報が入ったまま、その委託先に行く。個人情報では 名前が入っていないから ないとおっしゃるかもしれませんが、でも、一応これだけの詳しいものが入ったものに行くのであれば、やっぱり審議会の審議が必要だったと思いますけれども。

【副会長】ちょっと手続の流れですけども、このアンケートの用紙はどこに届くんですか。どういうふうに早稲田のほうに分析をお願いすることになるのでしょうか。いつまでにどこへ届くんですか。とめられるかどうかという意味です。私は、もうとめるべきだと思っていますから。

【かわの委員】1 ページに、8月13日までにポストに投函と書いてありますから、もう基本的には。

【副会長】コミュニティ課に来る。これ、新宿区に来るわけですよ。区に、要するに。

【生涯学習コミュニティ課長】はい、新宿区です。

【副会長】まだ、とめるよう。こちらで保管中なんですかね。もう渡しちゃったんでしょうか。

【生涯学習コミュニティ課長】ええ、ほぼ渡っております。

【区政情報課長】事務局ですけども、手続の点なんですけれども、先ほど副会長がお話しになった情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いて収集するという部分については、本人外収集の部分なんですね。あくまで、今回こういった報告をするというのは、事務局としてもきちんと認識しているわけです。久保委員のご指摘も認識していますので、それについてはきちんと慎重に審議するのはもう全然やぶさかではないんですが、手続的に、この部分が個人情報保護条例の本人収集、第5条の部分では、実施機関は個人情報を収集するときは本人に対しその利用目的を明示し、かつ本人から直接これを収集しなければならないという形になっていま

す。ですから、本人から収集する場合には当審議会を通さなくてもいいという形になります。

ただ、前項の規定に、前項というのは本人収集以外の場合ですね、前項の規定にかかわらず、個人情報をも本人以外の者から収集することができると、本人以外から収集する場合には必ず情報公開・個人情報保護審議会、第5条第2項第6号、新宿区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いてやるという形のものになっております。

ですから、審議会の手続を経なければいけないというものではないということです。

【井上委員】会長、よろしいでしょうか。

じゃ、5月のこの段階のときに、こういう調査をやりますと、こういう調査をやりますので、その調査についてはこういう個人情報を早稲田大学のスポーツビジネス研究所のほうに委託しますと、よろしいですかということで審議をしたわけです。そのときに、どういう項目を集めるんですかということは、それは別途という形になって、その項目というのはどういう項目だったかという、14番とか15番だったわけですね、個人にかかわるところ。

皆さん憤っているのは、例えばそのときに言った項目は、きょうのさっきの耐震の話がありましたよね、ああいう形で、別に学歴調べたって、年収調べたって、体重調べたって構わないんです、必要であるならば。それはみんなわかっているんですよ。体重調べちゃいけないとか言うんじゃないで、そうじゃなくて、それはちゃんとこういう目的があるので体重を調べます、こういう目的があるので学歴や年収を調べますと。

これは個人にとって、これ、13番まで一生懸命答えてきた人、区民の立場に立ったら、13番まで答えてきた人は、14番を見た瞬間に、ああ、何だ、こんなこと聞くのかということで答えなくなって、損するのは皆さん、区ですよ。結局、この14番と15番があるおかげで相当回収率は落ちているんですよ。そんなことは知った話じゃないんですけどね、この審議会としては。

審議会としては、ちゃんとこういうことについて情報を収集して、それを提供しますと言ったことで、じゃ、それは別途決まるんですねという形で。そこできちんと事後報告がなかったというのも一つ問題かもしれませんが、見てみたら、実際に区民のところへ届いてみたら、この学歴だとか年収だとか、こういう身長、体重みたいな、非常に個人が確かに特定されることではないかもしれませんが、ナーバスなことがあるので、それはやっぱり反省してもらわなきゃいけないんじゃないかと。それはやっぱり何のために審議会があるかということを感じてもらわなくちゃいけませんし、一番損しているのは、このコミュニティ課自身が損しているということを理解していただかない限り、この話は、ここにいる審議会のメン

バーは納得できないと思います。

以上です。

【会長】ほかにいかがですか。

今日は4時に終わる予定でしたが、一応僕は進行の責任者として、皆さんに時間の点でお諮りしておく必要があると思います。

いかがでしたらよろしいですか。続行しますか、それとも何か別の機会に設けて、もう少し時間をかけて議論しますか。

【副会長】いや、私は修正案を出しているのだから、14と15を削除して利用するというふうにするか、もうちょっと厳密に考えれば、14のうち年齢と性別はいいとか、そういう方法で利用させるとかというようなことは考える余地はあると思いますけれども。今ならとまるわけですから、だから、それはやっぱりとめる方向で処理すべきだと思います。

【会長】というご意見が出ておりますけれども、ほかの方、いかがですか。

【久保(合)委員】今、副会長、それから井上さんも言われたけれども、もう知っちゃったんだよね。知っちゃって分析しちゃったら、分析できるんだから、それは使いませんと言ったって損はないんだよ。もう分析の結果は頭に入っちゃっているんだからね。だから、それは使いませんということで逃れないと、済んじゃったことを、あなたたちの責任をとらせて、あなたたちをこの委員会で処罰するなんてできないしね。それで済んじゃってね。

そういう厳しい委員の気持ちを買ってもらって、やっぱりどこかで落としどころをつくっておかなかったら。会長だって、今日はもう早く帰れると思って喜んでいのに、帰れない。無理だよ、それ。

【井上委員】個人情報保護法的には全然これは問題ない話なので。ということなので、問題は、審議会のプロセスと実際に来たものがこんなに違うのということに対して、審議会は何のために月に1回2時間前後集まってやっているのかということがないがしろにされたという、審議会に対する……

【久保(合)委員】憤りだ。

【井上委員】冒涇ですよ、これね。そういうことです、はい。

【鍋島委員】それで、耐震のほうはちゃんと収集情報が書いてあったから余計に、何でこのときに。それで、しかも、これは内部で処理するものなのに、これは早稲田大学にも行ってしまふものなのに、なぜ。このときにそういう細かいことを収集しますと出されれば、何ももめることはなかったと思います。今後のことでお願いを。

【会 長】念のためにお伺いしておきたいんですけども、この年齢とか、それから所得などの、ここで問題にされた項目については、ほかの調査でもされているんですか、早稲田大学の調査においては。

【久保（合）委員】会長、もう一度すみません。

とにかく大変深刻な問題ですと、皆さんにとっては、もうしばらく考えさせてくださいと、だから、そこの対応についてはしっかり皆さんのご意見を踏まえて考えるので、具体的な回答についてはこの次にしてくださいぐらいで終われませんか。

【副会長】いや、利用をとめないとですね。今利用しようとしている。

久保委員は既に使われているという理解のようですけども、さっきの説明ですと、まだ回答は全部出そろっていないと思うんですよね。だから……

【久保（合）委員】副会長ね、私が言っていることは違うの。

会長さん、すみません。

使われているというの、もう知っちゃっている以上は、その分析結果はもう頭に入っちゃっているでしょうと言っているの。それを、こういう統計の結果という前段を出さなくたって使えるでしょうと言っている。年収がこれだけの人だったからこういう結論になるという、その「だったから」というのを全部切っちゃいなさいと。でも、結論はもう頭にあるでしょうと言っているの。だって、もう出ちゃっているんだから。

【副会長】そういう議論でどんどんいくんだったら、やっぱり回答した人にも、5,000 名に、こういう回答をいただきましたけれども、この部分は使えませんと言って、文書を出してもらうべきだと思う。そういうふうなことをおっしゃるのであれば。

やっぱり委員の、一番厳密な意味での使い方ということであれば、やはりこれは全部削除だと思うんですよ。だから、どうしてもあれだったら、さっき申し上げたように年齢と性別とか、まだもう一つぐらいあれば足してもいいですけども、それ以外のものは使わないということをお知らせに、その5,000名の対象者に、やっぱり通知すべきだと思いますね。

【区政情報課長】会長、今、担当課と打ち合わせましたので、その辺についてご報告させていただきます。すみません。

【会 長】どうぞ。

【生涯学習コミュニティ課長】問い 14 につきまして、年齢、性別、郵便番号につきましては上3桁のみ、ご家族、それと最終学歴は使わないということ。仕事内容、身長、体重、年収につきましてはデータを活用しないということで、郵便番号の下4桁、このデータについては削

除、活用をしない。最終学歴、また問い 15 の年収につきましてのデータにつきましては削除をさせていただいて、使用しないということで、お願いできませんでしょうか。

【副会長】今のちょっと不正確なんですけれども、最終学歴は使わない。仕事内容は使うということでしょうか。

【生涯学習コミュニティ課長】はい。

【副会長】それから、身長、体重も使うということ。

【生涯学習コミュニティ課長】はい。

【会 長】どうですか。

【久保（合）委員】私は異議ありません。

【かわの委員】郵便番号は、僕はそこまでやらなくてもいいと。せめて出張所ごとのやっぱりデータというのが、いろんな新宿のデータとすれば、新宿区全体のデータと出張所ごとのデータですから、そこが分類できるようにね。

【生涯学習コミュニティ課長】そうですね、地域というのでやるという。

【かわの委員】そう、そっちで。その町丁別にデータをするんじゃなくて、10 の出張所ごとにデータがとれるように、それはこれから見ればとれるわけでね。だから、そういう限定した使い方で集計されればいいんじゃないですか。

【井上委員】こういうのはやるべき、本来、今、かわの委員の話であるならば、郵便番号を、これは例えば出張所に、これは筆筈だとか、これは戸塚だとかいう形で、区役所の区のほうで振り分けて、A地区、B地区と分けて、それで早稲田大学に、外部に渡すというのが論理的には正しいんですけれども、大変だと思いますけどね。

【鍋島委員】だって、行ってしまっているから。

【井上委員】もう行ってしまっているから、だめなんですよね。使わないという回答しかないんじゃないですかね。

失礼しました。

【会 長】僕は今の委員の方々の大勢に反対するわけじゃないんですけれども、ちょっと確認しておきたい点があるんですね、一つだけ。

それはやはり、これは例えば調査の結果、身長の低い人の住んでいるところにはスポーツ関係の環境が余りよくないとか、あるいは、やはり所得の低い人は働く時間が長くなるので、スポーツしている時間がないなんていうようなことの結果が仮に予想されるとすると、仮の話です。そうすると、そういう結果が出るということに関しては、スポーツの設備の上で余りいい

環境に恵まれていない人にとっては決して悪いことじゃないと思うんですよ、僕は、周知してもらおうということは。だれが悪いんですか、それは、というような意見が出てくる可能性があると思うんです。そうでしょう。

そういうことを知りたいのに、知られたらどうして悪いんですかということがありましたよ。そういうことをはっきりしておかないと、今、削れ削れというご意見だけが通りましたけれども、削ってもらいたくない人だっているかもしれませんよ。

だって、そういうことだったら、僕が住んでいるところにそういうオープンスペースなんて見る見る少なくなって、遊び場がないようなところに住んでいるといったようなことが、もし仮にこの結果で出てくれば、それはそこに住んでいる人からすれば、よい結果で、非常にいい結果になるんじゃないですか。というのは、指導行政にとっては、こういうところにもっと重点的にやってもらいたいといったような一つの材料になるわけでしょう。スポーツをする場がない、あるいは、そういう不自由な土地であるということがわかるわけですから、決してそれは区民にとって悪いことじゃないと思うんですよ。どうしてそんなに、そういうふうにこだわるのかということがあり得ると思いますよ。

そういうこと、ねらいになっていれば、そのねらい自体が間違っているということ、どうして言えるんですかと思いますね。調査者のねらいがどうして間違っているんですか、今言われたとおり。

【生涯学習コミュニティ課長】BMIということで申し上げたんですけれども、身長がどうのこの人がどうじゃなくて、体重のこの人がどうという分析じゃなくて、あくまで両方で掛け合わせたその数値と、それから習慣の掛け合わせですので、体重が多い方はどうのこの、身長の方はという分析はする予定はございません。

【会 長】ないならないでいいんですよ。僕は別にそのことでひっかかったわけじゃありませんけどね。

じゃ、何のためにこれは入れたんですか。これは何のために入れたの。そういう分析する必要がないんだったら、入れる必要ないじゃないですか。副会長がおっしゃったように、個人情報というのは、情報の収集というのは必要最小限にとどめるべきですから、それが出ないんだったら何で、どうして入れたんですか、そんなものは。僕は極めて好意的に聞いたんだけれども、さっきは。何のために。入れる必要ないんじゃないですか。

【久保（合）委員】会長が言われるように、僕は、何かを調査して、アンケートするなりして調査して分析して、よりよいものをつくるための資料にしようというときには、細かけりゃ細

かいほど資料があったほうが正確な結果が出ることは確かなんです。

だけど、それには限度があるし、特にここはそういう性格の問題を事前に少なくとも感じさせてくれなかったところにみんな怒っているわけで、そのことについて反省をしてもらって、あとは副会長さんが聞き入れてもらえるようなお言葉があればいいと思うんだよ。僕はいいと思いますよ、皆さんがさっき言われたことで。

【生涯学習コミュニティ課長】すみません、審議会そのもののということですよ、また区政情報課長からで、それは違うというお話になると思う。

いずれにいたしましても、私どもが今回行った問い 14、15 につきましては、委員の皆様がおっしゃるように行き過ぎじゃないかという点があるということでございますので、今後は、こういった調査をする際に、より慎重に慎重を重ねて、個人が特定できないからということではなくて、委員がおっしゃるとおり、聞かれる区民の皆様のお気持ちを考えた設問を心がけるということは今後きちっとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【区政情報課長】会長、区政情報課長です。

【会 長】はい、どうぞ。

【森岡委員】私も、今の生活で年収を聞かれると答えたくないというところにきておりますから。

それから、区の仕事で、どこの地域でスポーツが足りないかということは、これ、資力ですから、年収の高い人がいいとか低いとかって、民間の人がスポーツ施設をつくるのであれば必要であっても、区ではそんなに大重要な項目じゃない。

ただ、私はやっぱり、どこの地域にスポーツが足りないかということは区として必要だと思うんですよ。だから、今さら出張所の、今からプログラムの変更で、ある程度変更できるんでしょう、分析する。それで、本当言えば、郵便番号のこの細かいやつで、例えば出張所管内にプログラムで区別していくということもできるかもしれない。それは大変なことなので、私は大体、上の3桁で、牛込地区とか落合地区とか、スポーツですから広い範囲内で施設が必要なんですから、そんなに細かいことは必要ないから、上の3桁ぐらいで地域をこの際もう、皆さんのほうもミスがあるんだから、分析を使うということで、やっぱり区としては必要じゃないかと思ひます。

私は必要でないと思ひるのは、年齢、性別等も必要で、家族が要るかどうかは知りませんけれども、絶対に必要ないと思ひるのは、最終学歴はこの際外してもいいんじゃないかと。それから、年収の15も、この際やはり外したほうがいいんじゃないかなと思ひます。



あとは、副会長さんも心配されていますけれども、この項目とこの項目を落としても、多少プログラムを変更すれば、それはクロス分析しなくても、まだ最終結論までいっていないだろうから、できるのではないかなということ。ここである程度決めていただかないと、そちらも次の作業にかかれないうらうと思いますので、私は若干副会長さんともう少し話し合いをして、項目で、この項目とこの項目は落とすということで、本審議会をまとめていただきたいというふうに思います。

【副会長】何かこっちに最終的に戻ってきているようですねけれども、項目は、個人的なことはともかく、皆さんのご意見に従うというふうに今思っております、最終学歴と年収は使わないというのは、これはもう全員一致みたいな雰囲気なので、使わないということで。

それで、私としては、その5,000名に至急通知出してほしいと思いますけれども、今ちょっと計算すると80人でも40万かかるのかなと、予算もないのか。

ただ、アンケートを公表するときに、こういうアンケートをいただきましたけれども、この部分は審議会から意見が出て利用しないということになりましたので、その点は、おわびか何か知りませんが、一言、アンケートの最初の冒頭にでも書き込んでいただきたい、こういうふうに思います。削除した部分、特に今決まっているのは最終学歴と年収については、アンケート用紙にありましたけれども、審議会から意見が出たので利用しないということで、すべてデータを削除しましたというふうにお書きいただくなら、まあ、妥協点かなというふうに思います。

【生涯学習コミュニティ課長】郵便番号の下4桁、及び最終学歴、及び問い15、年収につきましては、データを削除させていただいて使用しないと。

また、副会長がおっしゃいますとおり、このアンケートの集計結果がまとまった際の公表時には、冒頭で、個人情報保護審議会からのということで、使わないデータを書かせていただきまして、おわびをさせていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

【久保(合)委員】いちいち文句あるんですが、それはいいと思うんですけども、おわびすることは簡単におわびしないでほしい。役所、行政というのは信頼なくなるんですよ。ご注意くださいとどめたらいいんですよ、わかるんだから。謝っちゃってたら、こんな謝る行政にだれが信頼します？

いいですね、ご注意くださいということでね。

【副会長】ご注意ください何か、使わなかったということがわかればいいわけです。

【会 長】僕、副会長の言われたことに基本的に賛成です。

ただ、一つだけお願いしたいのは、なぜそういう所得とかというような項目を入れたかということについて、ねらいみたいなもの、ここはどういう回答を引き出せればよいスポーツというものがそこにつくれるんだというようなことに関して、何かそういうねらいみたいなものがあったと、それを聞きたいというところがありますね、やっぱり私はね。だから、それは時間があいたときで結構ですから、何か一言言ってください。いいですか。そうしないと、やっぱり我々は、そういう項目に関して反発することになり得るでしょう。

【生涯学習コミュニティ課長】職業、年収及び最終学歴につきましては、年収につきましては……

【会 長】どうしてこれを入れたんだということだね、初めに。

【生涯学習コミュニティ課長】年収につきましては、年収の高い方が民間で施設をお使いになっているですとか、多忙で施設が使えない状況があるか等を調査させていただきたいと思いました。

また、年収の低い方については、民間施設が厳しい現状があるかですとか、公の施設に対する要望がお強いかがですとか、そういった。

それに加えて、現在お仕事をされていて余り利用できない方のご要望ですとか、アプローチの施策とか、必要なデータを取得し、そこで仕事内容についても、フルタイムですとかアルバイト、無職の方々の、運動習慣にこういった傾向があるのかということを含めまして調査をさせていただきたいということで、職業ですとか年収において、当初は質問を入れさせていただいたというところでございます。

【区政情報課長】事務局です。

今回ご指摘いただいたような形でアンケートについては使います。調査をしますけれども、今後の課題としまして、当初、5月のときに、こういった委託について当審議会にかけましたときに、やはり報告書の内容として、委託に伴い事業者に処理させる情報項目、こういった項目を処理するのかが明確に挙がっておりませんでしたので、今後、そういった場合には、その辺の項目をきちんと出させるようにいたします。それからまた、アンケートの記載について記入が任意である旨を明記するということも、きちんと審議会の中で出させていただきたいと思えます。

今回の件では、いろいろご迷惑をおかけしまして、どうも、申し訳ありませんでした。

【会 長】それでは、そうさせていただきます。

【かわの委員】いや、確かに私、問題提起をしたというのは生涯学習コミュニティ課のこの問題だったけれども、僕はやっぱり気をつけてもらいたいのは、どちらかというと区政情報課のほうで。これは個々の場面ではなかなかわからないわけですから、そういう意味では、先ほど副会長が言われたようなことを含めて、やっぱり窓口である、あるいは責任者である区政情報課のほうで、それらについては今後十分、今回の教訓が何かということをしっかりとってもらって、具体的なところは担当のところでもやるにしても、ぜひそこはしっかりしてほしいということをお願いいたします。

【会 長】どうもありがとうございました。

それでは、そうさせていただきます。

ほかにごありますか。よろしいですか。

【区政情報課長】最後に、次回の審議会ですけれども、11月2日の火曜日の午後2時からを予定しておりますので、場所は本日と同じ第3委員会室になります。よろしくお願いいたします。

また、本日も時間について大幅に超過してしまいまして、申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

【会 長】どうも今日のご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

午後4時40分閉会